

今津干潟懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 今津干潟の自然環境を明らかにし、保全対策等の検討を行うため、今津干潟懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 今津干潟の自然環境状況の把握及び評価
- (2) 今津干潟の保全のための対策検討に関する事項
- (3) その他前条の目的達成のために必要と認められる事項

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者から、市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 関係団体に所属する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 地域住民
 - (5) その他第1条の目的達成のために必要な知識、経験を有すると認められる者
- 2 委員に事故があるときは、その代理者が委員の職務を行なうことができる。

(会 長)

第4条 懇話会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇話会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議を招集する時は、開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に事前に通知するものとする。
- 3 懇話会は、全委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 6 会長は、必要がある場合には懇話会に諮り、分科会を置くことができる。
- 7 分科会に属すべき委員は、会長が別に定める。

(任 期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であっても第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる者がその本来の職を離れたときは、委員の職を失なうものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、環境局環境監理部環境調整課において行う。

(委 任)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は平成17年3月9日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに任命される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。